

—障害のある方の医療的ケアのすすめ方—

Q & A 集

(平成27年6月版)

京都市障害者自立支援協議会
「医療的ケア部会」

目 次

A 喀痰吸引等の制度

- Q 1 登録申請（登録の単位）
- Q 2 登録申請（従業者関係の変更登録）
- Q 3 認定証の有効期限
- Q 4 研修課程の区分（不特定・特定の判断基準）
- Q 5 研修課程（第三号研修）
- Q 6 申請
- Q 7 認定特定行為業務従事者
- Q 8 認定特定行為業務従事者

B 経過措置の範囲

- Q 1 違法性阻却通知の取扱い
- Q 2 経過措置の対象者
- Q 3 経過措置認定証の有効範囲
- Q 4 経過措置の対象者

C その他

- Q 1 特定の者
- Q 2 基本研修

※ 本Q&A集は、厚生労働省から発出されたQ&A集から、喀痰吸引等を実施する事業所等がよく使用するものを抜粋し、集約したものです。

本Q&A集のみならず、厚生労働省のQ&A集を熟読したうえで、喀痰吸引等の実施に当たって下さい。

A 喀痰吸引等の制度

Q 1 登録事業者（登録喀痰吸引等事業者，登録特定行為事業者）の登録申請については，事業所毎に所在地を管轄する都道府県に対し行うこととなっているが，同一敷地内の複数の事業所を抱える事業者の場合についても，事業所毎に申請を行うということで宜しいか。

なお，特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護（ショートステイ）の場合は人員基準上一体的な配置が認められているが，こうした場合についても，事業所毎に登録申請を行わなければならないのか。

A 1 御見込みのとおり。ただし併設ショートについては別途検討。

Q 2 登録事業者の登録申請事項上，介護福祉士・認定特定行為業務従事者の氏名登録が義務づけられているが，安全確保の観点からみて，登録事業者に対する事業所単位での変更登録申請の徹底と都道府県におけるデータ管理は重要であり，このため，①同一所在地内の複数の登録事業所間での職員異動についても変更登録は必要。②離職・退職時においても，喀痰吸引等の提供が可能な従事者がいない（登録要件を満たしていない）にも関わらず登録事業者が存続している，いわゆる虚偽登録となる状態が発生する恐れがあることから，変更登録は必要。と解してよろしいか。

A 2 御見込みのとおり。

Q 3 「認定特定行為業務従事者認定証」には有効期限が定められていないが，例えば，認定資格取得後，離職・休職により喀痰吸引等の介護現場から暫くの間離れていた者が再び従事する際には，改めて喀痰吸引等研修を受講する必要はないと思慮されるが，登録特定行為事業者が満たすべき登録基準である”特定行為を安全かつ適切に実施するために必要な措置”（法第48条の5第1項第2号）の一環として，当該者に対する再教育（例えば，喀痰吸引等研修に定める演習，実地研修等に類似する行為をOJT研修として実施するなど）を行うことも含まれると解してよろしいか。

また，介護福祉士に対する登録喀痰吸引等事業者においても同様と解して宜しいか。

A 3 御見込みのとおり。

Q 4 喀痰吸引等研修の課程については省令上「第一号研修～第三号研修」が定められており，第一号及び第二号研修はこれまでの試行事業等における「不特定多数の者対象」，第三号研修は「特定の者対象」の研修に見合うものと考えるが，不特定・特定の判断基準としては，○不特定：複数の職員が複数の利用者に喀痰吸引等を実施する場合○特定：在宅の重度障害者に対する喀痰吸引等のように，個別性の高い特定の対象者に対して特定の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合ということによろしいか。

A 4 御見込みのとおり。

Q 5 第三号研修（特定の者対象）の研修修了者が新たな特定の者を担当とする場合には、あらためて第一号研修若しくは第二号研修（不特定多数の者対象）を受講する必要はないと解してよろしいか。

また、第三号研修についても、基本研修を受ける必要はなく、その対象者に対応した実地研修を受講すればよい、と解して宜しいか。

A 5 御見込みのとおり。

Q 6 特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護の場合、人員基準上一体的な配置が認められているが、こうした場合についても事業所毎に登録申請を行わなければならないか。

また、空床利用の場合はどうか。

A 6 併設する施設であっても対象者が異なる場合は、その業務内容が異なることから、事業所ごとに申請を行うこととする（対象者が同一になる場合は併設施設を合わせた申請としても差し支えない）。ただし、人員配置基準は一体的となっていることから、申請書以外の書類（職員の名簿や適合書類等）については、一本化しても差し支えない。

Q 7 認定証の交付申請書（様式5-1, 5-2）の添付資料に、住民票（写し）とあるが、本籍、住所地が確認できるものとして、例えば、運転免許証の写しなど、これに代わるものでもよいか。

A 7 住民票の写しの提出は省令附則第5条に規定されている事項のため、他のもので代替は不可である。ただし、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）の教員に限っては、教育職員免許状の写しの提出と、住所を記載した書類等を所属する学校等で作成し学校長等が承認するなど、公的機関の証明により内容が担保されるのであれば、住民票の写しに換えることとして差し支えない。具体的な処理方法や様式等については、教育委員会と都道府県の知事部局とで個別に調整されたい。

Q 8 今般の制度化によって、介護従事者にも可能となった行為以外の行為は、実施できなくなると考えて良いか。

A 8 喀痰吸引と経管栄養以外の行為が医行為に該当するか否かや、介護職員が当該行為を実施することが当面のやむを得ない措置として許容されるか否かは、行為の態様、患者の状態等を勘案して個別具体的に判断されるべきものであり、法が施行された後もその取扱いに変更を加えるものではない。

B 経過措置の範囲

Q 1 違法性阻却の通知はいつ廃止されるのか。

A 1 介護職員等による喀痰吸引等の実施については、従来、厚生労働省医政局長通知により、当面のやむを得ない措置として、在宅、特別養護老人ホーム及び特別支援学校において一定の要件の下に認めるものとして取り扱っているが、当該通知について、新制度施行後は、その普及・定着の状況を勘案し、特段の事情がある場合を除いて原則として廃止する予定である。

Q 2 違法性阻却の通知は、施設関係は「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」のみで、障害者施設や通所事業所における取扱いについては明記されていない。また、「ALS患者の在宅療養の支援について」「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」は在宅に限定されている。障害者施設や通所事業所の職員は、経過措置の対象に含まれるのか。

A 2 障害者施設や通所事業所の職員は、経過措置対象者には含まれない。

Q 3 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の経過措置認定者の認定行為の範囲について

①特養で14hの研修を受け、施設長名の修了証が発行されたが職員が、転勤、転職等により登録時に特養に在籍していない場合でも認定は可能か？
※介護には従事している。(たとえば法人の老健に勤務している。グループホーム、他特養に勤務している等)

②また認定後退職し、他の施設(他特養、老健、デイ等)で勤務した場合、資格は有効か？
※登録事業所である老健や、デイでも特養の経過措置のケアが可能か、あるいは特養でしか有効ではないのか？

A 3 認定は介護職員個人に対する認定行為であり、認定された行為を行う限りにおいては、事業種別を問うものではない。

Q 4 経過措置対象者(居宅におけるALS等の障害者に対する喀痰吸引を実施していた者)がH24年4月1日以降に第3号研修を受講し、対象者や行為を変更する場合、例えば、・口腔内喀痰吸引を実施していた者が、鼻腔内喀痰吸引の行為を追加する場合は、実地研修(特定の対象者に対する当該行為)のみを受講すれば良く、・口腔内喀痰吸引を実施していた者が、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の行為を追加する場合は、基本研修(経管栄養部分の講義3時間と演習1時間)及び実地研修(特定の対象者に対する当該行為)を受講するということがよいか。

A 4 御見込みのとおり。

C その他

Q1 どのような場合に「特定の者」研修を選択しうるか、適切な例をお示しいただきたい。

A1 特定の者の研修事業は、ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性が重視されるケースについて対応するものである。以下に限定されるものではないが、具体的な障害等を例示するとすれば以下のような障害等が考えられる。

〈障害名等の例〉

- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）又はこれに類似する神経
 - ・筋疾患
 - ・筋ジストロフィー
 - ・高位頸髄損傷
 - ・遷延性意識障害
 - ・重症心身障害
- 等

なお、上記のような対象者であって、対象者も限定されている場合は、障害者支援施設においても「特定の者」研修を選択しうる。

Q2 ALS等の進行性疾患の場合、現在は喀痰吸引等の必要はないが、将来必要になる可能性がある。このような者を担当している、又は担当する可能性がある介護職員等の場合、特定の者の基本研修でシミュレーター演習まで終了し、当該対象者が喀痰吸引等が必要になる際に現場演習を実施し評価を受け合格した上で実地研修に進むことで良いか。その際、研修実施機関はシミュレーター演習まで終了した旨の証明書を発行できると解して良いか。

A2 お見込みのとおり。平成23年度中に研修の全課程を修了できない場合の取扱いについては、追って提示する予定。